

(様式第5号)

## 道有林クレジット売買契約書

売扱人北海道（以下「甲」という。）と買受人  
(以下「乙」という。)とは、国のオフセット・クレジット（J-VER）制度及びJ-クレジット制度に基づき、北海道が取得し、管理するクレジット（以下、「道有林クレジット」という。）の売買に関し、ここに契約を締結する。

### （信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

### （道有林クレジットの売買）

第2条 甲は、次に掲げる道有林クレジットを、次に定める販売数量及び販売金額により乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

(1) 販売数量：道有林クレジット（J-VER・J-クレジット） t-co2

(2) 販売金額：金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

### （契約保証金）

第3条 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金は第10条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第1項の契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、乙は、同項の契約保証金を売買代金の一部に充当することを、甲に事前に申し出ることができる。この場合、甲は、同項の契約保証金を次条第2項の定めにより処理する。

5 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(契約保証金は、免除する。)

(注) 契約保証金を免除する場合は、( )書きを使用する。

### （代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までにその指定する場所において甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前条第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出て、かつ、第2条に定める販売金額から前条第1項に定める契約保証金の額を控除した額について、前項に定める義務を履行したときは、同項の契約保証金を売買代金に充当する。

(注) 第2項は、契約保証金を徴収する場合に使用する。

### （道有林クレジットの移転）

第5条 甲は、乙からの売買代金の支払いを確認後、第2条第1号に定める販売数量をJ-クレジット登録簿により、甲の保有口座から乙の指定する保有口座又は無効化口座へ移転するものとする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第6条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第7条 甲又は乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(遅延利息)

第8条 乙は、甲から納入通知書が送付されたときは、納入通知書に記載された期限内に滞りなく支払いをしなければならない。もし、その期限内に支払いを完了しないときは、甲は支払金額に対し、遅延日数1日につき年 **パーセント** の遅延利息を乙に請求することができる。

(注) 遅延利息の率は「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」第8条第1項に規定する支払遅延利息の率を使用する。

(契約解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。

(3) 前各号の場合によるほか、乙が本契約に違反したとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合は、乙は違約金として販売金額の10分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

2 乙によってオフセットされた商品(サービス、イベント(会議)、自主活動)において第三者に損害が生じた場合、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

(契約の費用)

第11条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第12条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第13条 本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 北海道  
北海道知事

印

住 所  
乙 氏 名

印

(様式第6号)

道有林クレジット売買請書

1 販売数量：道有林クレジット (J-VER・J-クレジット) t-co2  
2 販売金額：金 円  
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

上記の道有林クレジットの買受けについて、次の条件で、お請けします。

第1条 売買代金を、北海道が発行する納入通知書により、その指定期限までに納入するものとする。

第2条 前条の納入期限までに売買代金を納入できないときは、売買代金につき、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年 パーセントの割合で計算して得た額の違約金を支払うものとする。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を支払わないものとする。

**(注) 遅延利息の率は、「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」第8条第1項に規定する支払遅延利息の率を使用する。**

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても差し支えない。

- (1) 買受人が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 買受人が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から北海道が受けた場合。
- (3) 前各号の場合によるほか、買受人が本契約に違反したとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合は、買受人は違約金として売買代金の10分の1に相当する金額を北海道に支払うものとする。

第4条 買受人によってオフセットされた商品（サービス、イベント（会議）、自主活動）において第三者に損害が生じた場合、買受人は自己の費用と責任において解決を図るものとする。

第5条 この請書に定めのない事項については、必要に応じ北海道と協議してこれを定めるものとする。

年 月 日

住 所  
買受人 氏 名

北海道知事 （氏名） 様

**(注) 供給人に記名させること。押印があつた場合は、本件責任者等の記載を要しないこと。**

	氏名	連絡先
本件責任者		
担当者		